

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和48年6月25日に、資格喪失日に係る記録を49年2月25日とし、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、D社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格取得日の記録を昭和49年8月24日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月25日から49年2月25日まで
② 昭和49年8月24日から50年2月1日まで

私とほぼ同時期にA社B支店に採用となった同僚に厚生年金保険被保険者記録がある。また、私はA社E支店在職中にD社に採用が決まり、すぐに同社に勤務を始めており空白期間は無いので、私が申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及びA社総務部人事課が保管する辞令書（写）により、申立人が申立期間にA社B支店に期限付臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は申立人と他の期限付臨時職員との間で仕事内容の違いは無く、勤務している間で特に変わったことは無かったと供述している。

さらに、A社総務部人事課は、「資料が残っておらず、届出及び保険料控除については不明。」と回答しているところ、当該事業所において社会保険関係事務

手続を担当していた者は「当時、厚生年金保険の手続はA社B支店で行っており、期限付臨時職員は全員加入させていたと思う。申立人は未婚で特別な事情も無く、A社B支店在職中は厚生年金保険に加入していたものと思う。」と供述している。

加えて、A社総務部人事課が保管する申立人が同時期に入社した者として名前を挙げた同僚に係る辞令書（写）には任用開始日が昭和 48 年 6 月 1 日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録による当該同僚が当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した日と一致しているほか、他の期限付臨時職員はいずれも被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店において同時期に勤務していた同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 6 月から 49 年 1 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、同僚の供述及び申立人の入社日に係る具体的供述から申立期間②について、D社に勤務していたことが認められる。

また、当時の当該事業所における社会保険事務担当者及び複数の同僚は、臨時職員であっても試用期間は無く、入社日から厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、当該同僚はいずれも入社日と当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した日と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社における昭和 50 年 2 月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主及び経理責任者は既に死亡し、当該事業所は平成 19 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため確認できないが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がともに昭和 50 年 2 月 1 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤っ

て同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年8月から50年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和35年から平成8年に退職するまで、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、昭和39年4月1日から同年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、A社C営業所から同社B営業所に転勤した期間である。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた社員管理カード、申立人が所持していた退職精算書の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年7月1日の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年8月14日

申立期間に支払われた賞与について、実際の支給額よりも低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出られていることが分かった。

賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書の記録及びA社から提出のあった年調一覧表の記録により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は金額を誤った賞与支払届を提出した結果、申立てどおりの標準賞与額に基づく保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年8月21日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月21日から50年8月21日まで

私は昭和49年7月9日から50年8月までA社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金基金の記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、企業年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届及びB社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の申立事業所における資格喪失日は昭和50年8月21日となっていることから、事業主が誤って申立人の資格喪失日を49年8月21日と届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年8月21日に申立事業所において厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和49年7月の社会保険事務所の記録及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 25 日
② 平成 17 年 8 月 14 日

申立期間に支払われた賞与について、実際の支給額よりも低い金額で社会保険事務所（当時）に届け出られていることが分かった。

賞与明細書を提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書の記録により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は金額を誤った賞与支払届を提出した結果、申立てどおりの標準賞与額に基づく保険料は納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立期間における標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 56 年 9 月から 58 年 9 月まで 2 年間、A 事業所でパート従業員として勤務した。しかし、社会保険事務所（当時）に確認したところ一部の期間について厚生年金保険の加入記録が無いと回答を受けた。入社 3 か月後に厚生年金保険に加入させてもらい退職するまで継続して加入していたはずである。再度調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所に係る雇用保険の資格取得日は昭和 56 年 12 月 1 日、離職日は 57 年 10 月 31 日と記録されており、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、申立人の夫が加入していた B 縣市町村職員共済組合に照会したところ、申立人が申立期間の一部において夫の被扶養者として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について当該事業所に照会したが、申立期間当時の関係書類は保管されておらず不明と回答しており、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間、一緒に勤務したと記憶している同僚のうち、連絡先の確認できた 3 名と当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 6 日から 50 年 10 月 9 日まで

私はA社で働いている期間中に長男を出産したが、その時自分名義の健康保険証を使ったことを覚えている。息子は夫の扶養に入れたが、私はその後も自分名義の健康保険証を継続して使用していたので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は申立期間においてA社とは別の事業所で雇用保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が供述した当該事業所の本社及び現場事務所の所在地において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

さらに、当該所在地を管轄する法務局において当該事業所の商業登記の記録が確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚4人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚のうち1人から回答を得たが、勤務実態及び申立内容を裏付ける関連資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月から 33 年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 28 日から 38 年 11 月まで

妻は生前、A社B支店もしくは同事業所C支店で5年以上季節労働者として働いたと話していたので、妻が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人とA社C支店において一緒に勤務していたと供述しているところ、当該事業所の正社員は「C支店はA社の管轄であったが短期間しか稼働しないので、同工場で働いていた季節労働者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚が当該事業所C支店で勤務したとする期間について厚生年金保険被保険者の記録は無い。

さらに、申立人の夫及び複数の同僚は「A社で働くのは毎年4月末から11月までで、冬場は失業保険をもらっていた。」と供述している。

加えて、A社管理部は「B支店は既に閉鎖しているため資料を保管しておらず、当時のことを知る社員も退職しているのですべて不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月ごろから 55 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 1 月ごろから A 社で運転手として約 1 年半勤務したが、社会保険事務所（当時）に確認したところ 1 か月しか厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

勤務している間、何度か雪道で怖い思いをしたことがあり、厚生年金保険の加入期間が 1 か月しか無いということはないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険の資格取得日は昭和 55 年 5 月 1 日、離職日は同年 6 月 12 日と記録されており、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、当該事業所は昭和 59 年 4 月 30 日に適用事業所ではなくなっており、連絡先を確認できた役員 2 名に照会したところ、両名とも同社では現場担当であり事務的なことは不明と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入記録について確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和 55 年 5 月 1 日に資格取得、同年 6 月 13 日に資格喪失と記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月から同年7月まで
昭和31年3月から同年7月まで季節労働者としてA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。
賃金精算書では保険料が引き去りとなっているので再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賃金精算書及び賃金証明票により、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が保管している賃金精算書によると、「健康厚生保険」として昭和31年3月は240円、同年4月は232円、同年5月は240円、同年7月は216円が控除されていることが確認できるが、いずれも実際の健康保険料と厚生年金保険料を合わせたものとは著しく相違している。一方、申立人の賃金証明票によると、賃金日額は500円であることが確認できるところ、当時の賃金日額500円に相当する日雇労働者健康保険料は8円となっているが、当該保険料に1か月の勤務日数を乗じて算出した額は、それぞれ27日の場合は216円、29日は232円、30日は240円となり、申立期間に控除されている保険料と一致する。

また、申立人が保管している日記帳の昭和31年4月24日には「身体が痛むので休んで病院へ行くことになった。まず(A社)の事務所へ行って保健證をもらい市役所の保険課に行って証明をしてもらい、そしてB医院に入って診察を受けた。(金額46円)」という記述と「A社に又よって手帳を返して帰った。」という記述があることから、当該事業所から日雇労働被保険者手帳を受け取り、市役所で受給資格証明書を発行してもらい受診したことがうかがえることを踏まえると、賃金精算書に記載された控除額が厚生年金保険料であるとは考え難い。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 18 日から 45 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 9 月 18 日から 61 年 4 月 30 日まで A 社 B 工場に勤務した。45 年 11 月に健康保険証が C 県の社会保険事務所(当時)のものに変更になったが、それ以前は本社所在地の社会保険事務所の健康保険証であった。

社会保険事務所に申立期間の年金記録について照会したところ、記録が無い旨回答があったが納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は A 社 B 工場に勤務していたが、同社本社において厚生年金保険に加入していると思うと主張している。

しかしながら、A 社 B 工場の当時の事務担当者は、「B 工場は独立採算で運営しており、同工場の従業員については同工場において厚生年金保険の加入手続きをしていた。」と供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和 45 年 11 月 1 日に A 社 B 工場において資格取得しており、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しているほか、台帳記号番号払出簿によると、申立人の同事業所における台帳記号番号払出日は同年 11 月 29 日であることが確認できる。

さらに、A 社本社は昭和 61 年 5 月 16 日に、同社 B 工場は同年 4 月 30 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の適用について同社本社の元事業主に照会したが、同社 B 工場の従業員の手続きについてはすべて同工場で行っており、当時の関係書類も保管していないため不明と回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月30日から同年9月1日まで

私は昭和26年6月から同年8月末までA事業所でプールの監視員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、「連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）によれば、同年7月1日から連合国軍施設のクラブ、食堂など非軍事的業務に勤務する日本人労働者については、日本政府の被雇用者としての身分を喪失したため、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とならないこととされている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の被保険者資格取得日は昭和26年6月1日、資格喪失日は同年6月30日であることが確認できる。

さらに、申立人が同じ仕事をしていたとする同僚の厚生年金保険被保険者台帳によれば、当該同僚の申立事業所における被保険者資格取得日は昭和26年6月1日、資格喪失日は同年6月30日であり、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

加えて、A事業所の事業を継承しているB事業所に照会したところ、申立人に

係る資料は保管されていないとしており、申立内容を確認できる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月ごろから 47 年 4 月ごろまで
② 昭和 52 年 11 月 16 日から 53 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 53 年 10 月 2 日から 54 年 4 月 14 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社（現在は、C社）に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D健康保険組合が保管している申立事業所における申立人の被保険者記録によると、申立人は昭和 45 年 11 月 24 日から 46 年 4 月 11 日までの期間及び同年 8 月 18 日から同年 9 月 24 日までの期間に被保険者となっており、当該記録は厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚も厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があると供述しており、当時申立事業所においては従業員の、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社本社に照会したところ、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

B社に係る申立期間②及び③については、雇用保険の被保険者記録及び上司の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてC社に照会したところ、同社では申立期間当時の申立事業所に係る健康保険厚生年金台帳を保管しており、当該台帳に記載されている申立人の資格取得日の記録は、昭和54年10月29日、55年10月17日及び56年10月22日であることが確認できる上、当該記録は健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、当時、申立事業所に勤務していた同僚も厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があると供述しており、当時申立事業所においては従業員の、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 7 日から同年 11 月 15 日まで
私は申立期間においてA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている者に照会したところ、2か月程度の見習期間があり、その後厚生年金保険に加入したとの複数の供述があった。このことについて、複数の同僚から供述のあった入社日と厚生年金保険の資格取得日を調査したところ、入社後2か月間から3か月間程度経過後に、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所は昭和 52 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も所在不明であることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会することはできなかった。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人の記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年7月22日まで
私は申立期間においてA事業所に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった出勤簿の写しから、申立人が平成9年4月1日から同年6月30日まで同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は「申立期間当時は見習期間を設けており、見習期間を経て正社員となってから、厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させていた。」と回答しているところ、申立期間において申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間を含む平成元年から12年までの期間において、当該事業所において厚生年金保険の資格を取得している者に照会したところ、採用後に見習期間が3か月ほどあり、正社員になってから厚生年金保険に加入したとの複数の供述があった。このことについて、複数の同僚の入社日を当該事業所に確認したところ、入社後2か月間から3か月間程度経過後に、厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。